

商品・サービス『広告』のための『表示』規制の基本と留意点

～ 景品表示法の概要・改正点から、
企業がとるべき対応策までを体系的かつ平易に解説 ～

※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

《開催要領》

日時▶ 2018年 8月 6日(月) 13:00~17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム(東京:麹町)

《開催にあたって》

企業が提供する商品・サービスの「広告・表示」に関するトラブルや行政処分が近時、増加しています。消費者庁による景品表示法に基づく措置命令の件数は年々増加しています。措置命令は上場企業やその関連企業に対しても発せられており、大企業においても「広告・表示」対策が手薄になっていることが明らかです。2016年には景品表示法が改正され、課徴金制度が導入されました。2017年7月には消費者庁から「打消し表示に関する実態調査報告書」も発表されました。景品表示法に基づく「広告・表示」対策は急務です。また、2017年1月には、消費者向け「広告」に関しては消費者契約法に基づく「勧誘」の規制も及ぶ可能性を指摘する最高裁判決も言い渡されています。そこで、景品表示法の「広告・表示」規制を中心に、「広告・表示」に関する規制を基本から解説します。

講師 アサミ経営法律事務所 代表弁護士 浅見 隆行 氏

早稲田大学卒業。2000年弁護士登録。会社法、商事法一般を中心に、危機管理、コンプライアンス、広報など企業法務全般に精力的に取り組み、各社の指導、裁判、講演等に活躍中。危機管理分野に関する研修、論文が多く、近著として「危機管理広報の基本と実践」(中央経済社刊)。実務直結の実践的指導には定評がある。中島経営法律事務所パートナーを経て、2009年1月に現事務所を開設し、現在に至る。

《申込方法》当会ホームページ (<https://www.bri.or.jp>) からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

■受講料: 1名(税込・資料代含) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用方法(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員 34,560円(本体価格 32,000円) 一般 37,800円(本体価格 35,000円)

| | | | |
|---|--------|--------|--|
| 181550-0303(※) 商品・サービス『広告』のための『表示』規制の基本と留意点 | | | |
| ふりがな 会社名 | | | |
| 住所 | | | |
| TEL | FAX | | |
| ふりがな ご氏名 | 所 役 | 属 職 | |
| E-mail | | | |

※申込書にご記入頂いた個人情報、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認いただけます。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/民秋・川守田 E-mail: tamiaki@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2F

・プログラム・

第1. 商品・サービスの「広告・表示」規制の動向

- 1.景品表示法の度重なる改正
- 2.消費者庁等行政の動向(最近の処分事例など)
- 3.消費者向け「広告」と2017年最高裁判例

第2. 景品表示法の「広告・表示」規制の内容・改正点

- 1.不当な「広告・表示」規制と対策
 - (1)優良誤認表示
 - (2)有利誤認表示
 - (3)その他誤認されるおそれのある表示(強調表示、打消し表示など)
- 2.景表法が企業に求める体制と実務対応
 - (1)会社法のコンプライアンス体制・内部統制との関係
 - (2)社内への教育(周知)
 - (3)表示・広告の事前確認・共有
 - (4)表示管理担当者等の体制整備
 - (5)根拠となる情報の管理体制
 - (6)危機管理対応~不当な表示に対する事後対策

3.業界規制;公正競争規約

第3. 景品表示法違反となった場合の対応

- 1.調査手続
- 2.措置命令
- 3.課徴金制度(課徴金納付命令)

第4. 景品表示法の規制対象外でも対策すべき「広告・表示」

- 1.不適切な「広告・表示」内容
- 2.消費者向けチラシ等の「広告・表示」対策
 - ・消費者契約法等BtoC規制への意識
- 3.その他業法

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。
※講師とご同業の方のお申し込みはお断りする場合がございます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで
2種類のセミナーをご案内しております。